

第2回 個人住民税検討会

～今後の検討課題へ向けた一考察～

2021年8月30日

中京大学 経済学部
齊藤由里恵

報告内容

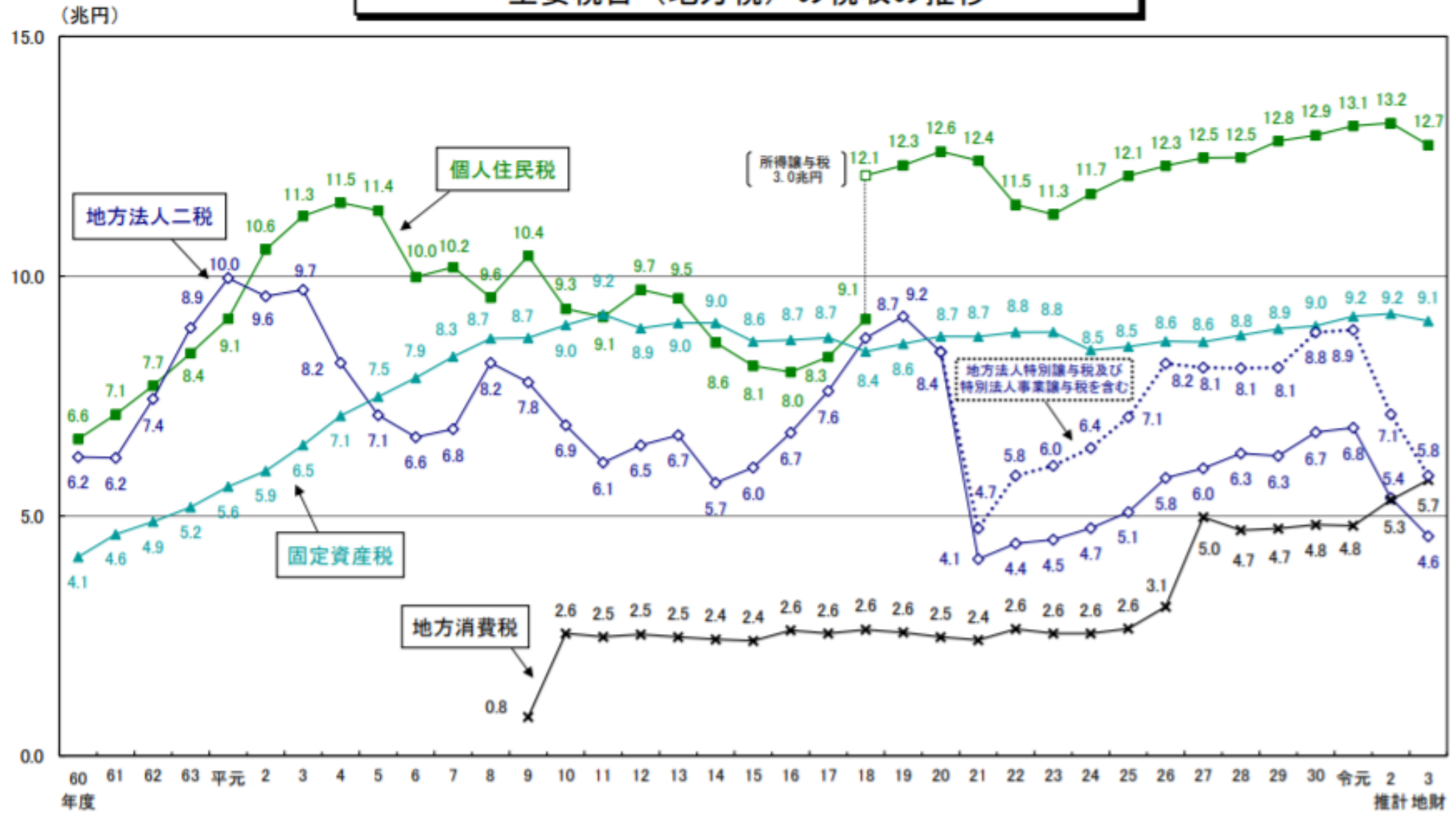
- 地方税の偏在是正と税制改正
 - 主要税目の税収
 - 人口一人当たりの税収額の指数
 - (市町村別) 人口一人当たり地方税、財政調整後のジニ係数
- 新たなライフスタイルへにおける税の議論の必要性
 - 推進、進展する二地域居住
 - 地方団体における二地域居住の問題

地方税の偏在是正と税制改正

- 地方税
- 安定性、普遍性
 - 地方団体
 - 地域住民の生活に密接な行政サービスの供給主体
 - 社会保障を担う部分も多い
- 応益性
 - 負担配分の公平性
 - 公共サービスの対価を広く公平に分かち合う

⇒個人住民税の比例税化

主要税目（地方税）の税収の推移

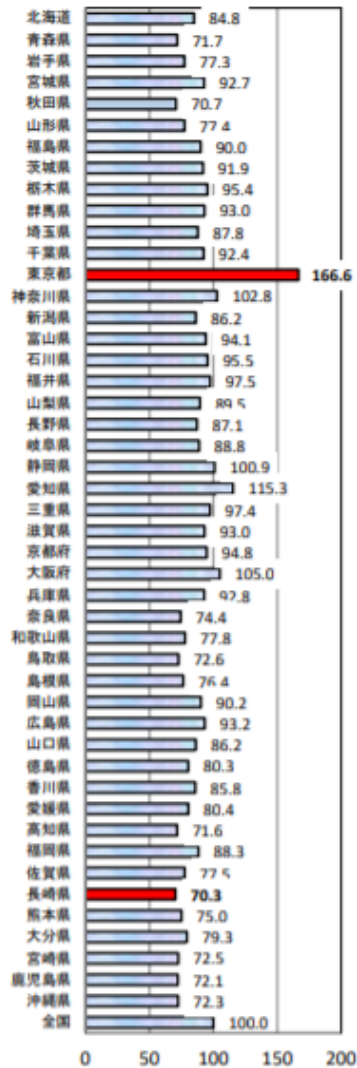


(注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。
 2 令和元年度までは決算額、2年度は推計額 (R2.12時点)、3年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して課与されている地方法人特別課税 (~R1) 及び特別法人事業課税 (R2~) を加算した額。
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 1.8兆円、(㉚) 2.1兆円、(㉛) 2.0兆円、(㉜) 1.7兆円、(㉝) 1.3兆円)

人口一人当たりの税収額の指数(令和元年度決算額)

地方税計

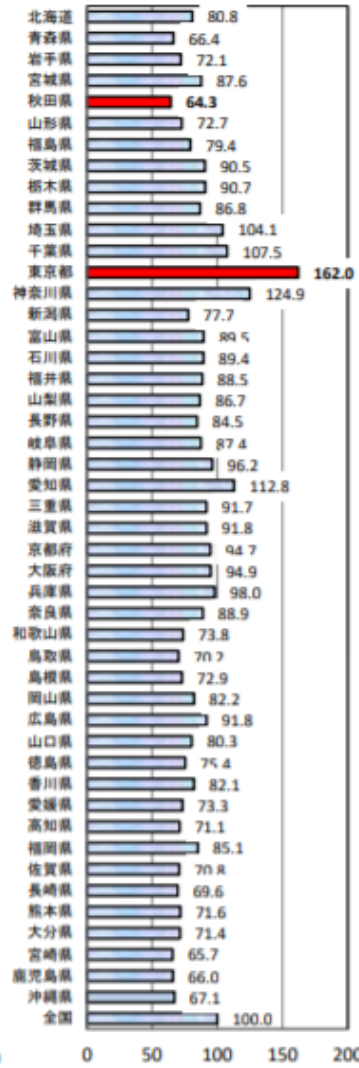
最大/最小:2.4倍



40.3兆円

個人住民税

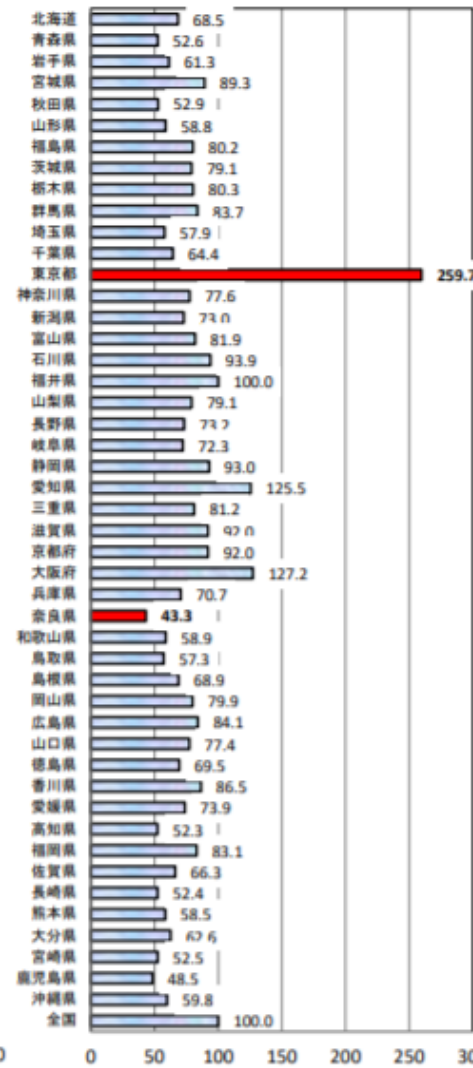
最大/最小:2.5倍



12.8兆円

地方法人二税

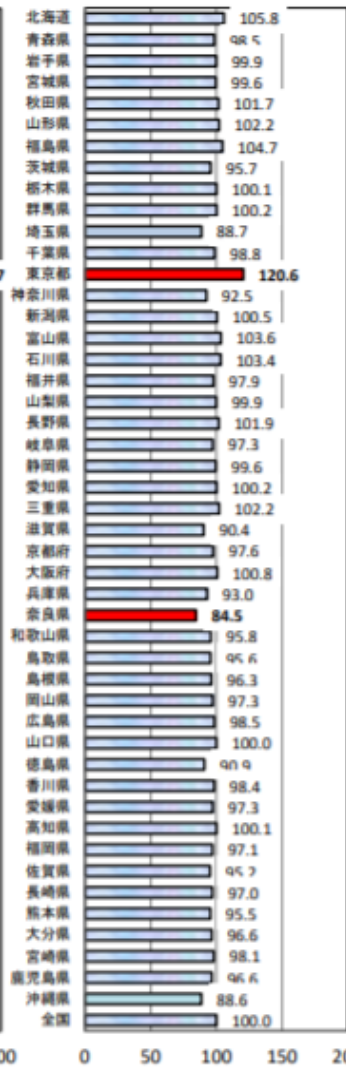
最大/最小:6.0倍



6.8兆円

地方消費税(清算後)

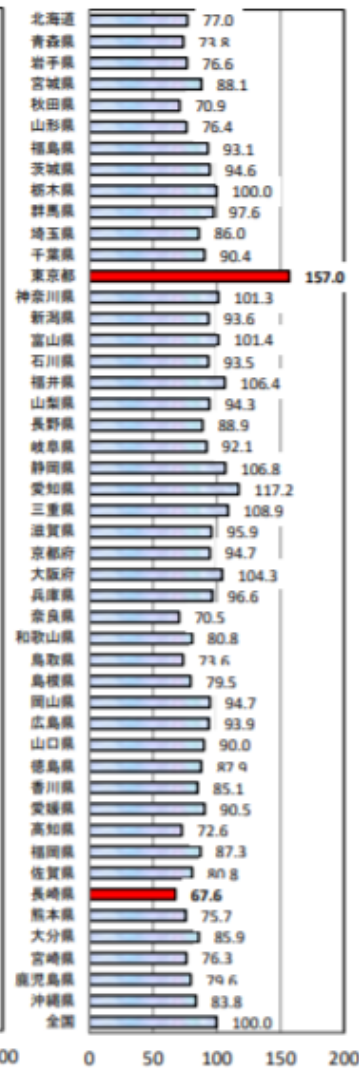
最大/最小:1.4倍



4.8兆円

固定資産税

最大/最小:2.3倍



9.3兆円

※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

(市町村別) 人口一人当たり地方税、財政調整後のジニ係数

2019年度（令和元年度）決算 1,718市町村（特別区除く）	ジニ係数
一人当たり地方税	0.200 (0.238)
一人当たり市町村民税	0.157
(財政調整後) 一人当たり地方税＋地方交付税	0.327 (0.272)

* 括弧内は2005年度決算（1,821市町村（特別区除く））

* 総務省「市町村別決算状況調」データより作成

地方税の偏在

- 税制改正によって地方税の偏在は是正されている
- 特に市町村民税の偏在（格差）は小さい
 - ⇒ 広い税負担、普遍性の観点からも、
行政サービスを担う財源として果たす役割は大きい

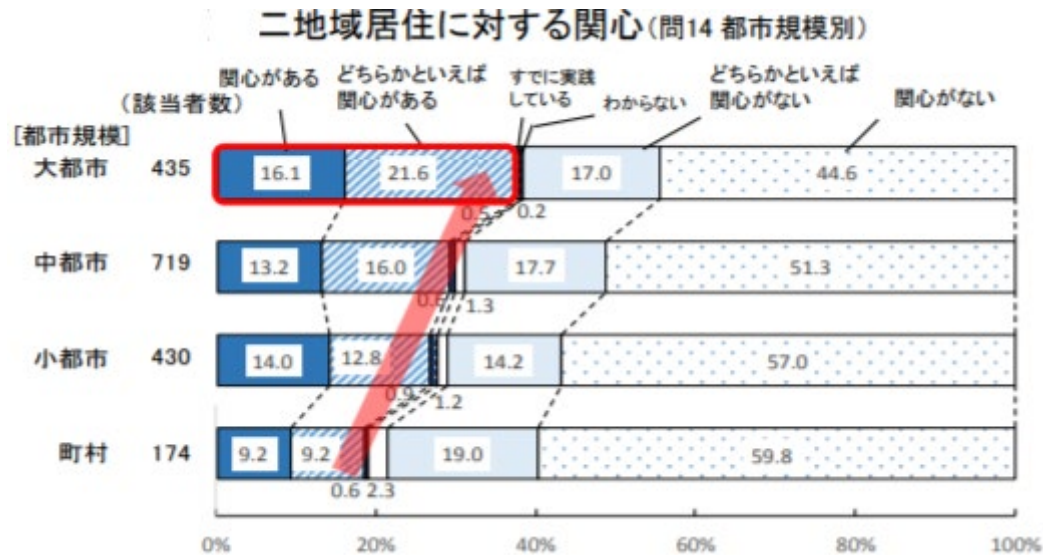
新たなライフスタイル ～二地域居住促進の取組～

「二地域居住人口」拡大の取組

- 国土交通省（2005）「二地域居住人口研究会」2005年
 - 農山漁村等のゴミ処理費用等の二地域居住者の費用負担（住民税、ゴミ処理の有料化等）、二地域での公共料金負担等のあり方の検討
- 国土形成計画（2015）「地方移住、二地域居住等の促進による東京一極集中の是正」
- 総務省（2021）「二地域居住関連施策」への特別交付税措置
- 国土交通省（2021年3月）「全国二地域居住等促進協議会」発足

新たなライフスタイル ～二地域居住のニーズ～

- 国土交通省（2015）「国土形成計画の推進に関する世論調査」



(出所) 国土交通省（2015）
「国土形成計画の推進に関する世論調査」より引用

- リクルート（2020）

- 「東京都民が移住・二拠点居住したいエリアランキング調査」
- 新型コロナウイルスの感染拡大で「地方移住、二拠点居住への関心が生まれた・高まった」52%
- 「デュアルライフ（2拠点生活）に関する意識・実態調査」
- 「二拠点生活への意向者」27.4%（2018年11月 14%）

地方団体における 二地域（複数地域）居住の問題

- 基礎自治体
 - 住民生活に欠かせないインフラ整備
 - ゴミ処理
 - 上水道
 - 下水道
 - 消防
 - ⇒ 居住者増となれば、費用増
利用者負担（料金）に転嫁できるもの、できないものがある
 - 国民健康保険、介護保険
 - ⇒ 規模が小さい保険者は影響を受ける可能性もある

* 行政サービスの負担配分が公平に求められるべき…？！

非住所地への課税

・「家屋敷課税」

個人住民税の非住所地に係る均等割課税(いわゆる「家屋敷課税」)について

現行制度

市町村内に住所を有しない個人であっても、当該市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者は、個人住民税均等割の納税義務を負う。

(1) 納税義務者

- ① 道府県民税: 都道府県内に家屋敷等を有する個人で、当該家屋敷を有する市町村内(※)に住所を有しない者
- ② 市町村民税: 市町村内(※)に家屋敷等を有する個人で、当該市町村内(※)に住所を有しない者

※ 特別区及び政令指定都市の区の区域は、一つの市の区域とみなされる。

(2) 税率

- ① 道府県民税: 年額1,500円
- ② 市町村民税: 年額3,500円

※ 復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

(3) 非住所地に係る均等割課税(以下「家屋敷課税」という。)の対象

① 事務所、事業所

事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所
(自己の所有に属するものであるか否かを問わない。)

② 家屋敷

自己又は家族の居住の用に供する目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅

※ 例: 別邸、別宅、単身赴任中に妻子が住む住宅等

家屋敷課税の課税状況(令和二年度当初課税)

(1) 納税義務者数: 221,665人

(2) 税収額: 約7.8億円

※ 令和2年度課税状況調より

非住所地への課税

- 「別荘等所有税」 (静岡県熱海市)

課税団体	静岡県熱海市
税目名	別荘等所有税 (法定外普通税)
課税客体	主として保養の用に供する家屋又はその部分等 (以下「別荘等」という。)
課税標準	別荘等の延面積
納税義務者	別荘等の所有者
税率	1平方メートルにつき 年額 650 円
徴収方法	普通徴収
収入見込額	(初年度) 529,796 千円 (平年度) 528,180 千円
非課税事項	国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区
徴税費用見込額	年間約 17,217 千円
課税を行う期間	5年間 (令和3年4月1日~令和8年3月31日)

新たなライフスタイル ～望ましい税制の議論～

- 地方税は行政サービスの会費
- 行政サービス、特にインフラ整備は固定費が莫大
- 生活に必要不可欠なインフラ整備
 - 安定性、普遍性、応益性の観点から、
個人住民税への課税は検討できる (かもしれない)
 - 応益性、簡素の観点から、
納税先を複数に分散させる方法は望ましくない (のでは)

これまでの税制の枠組みを超えた議論の必要性